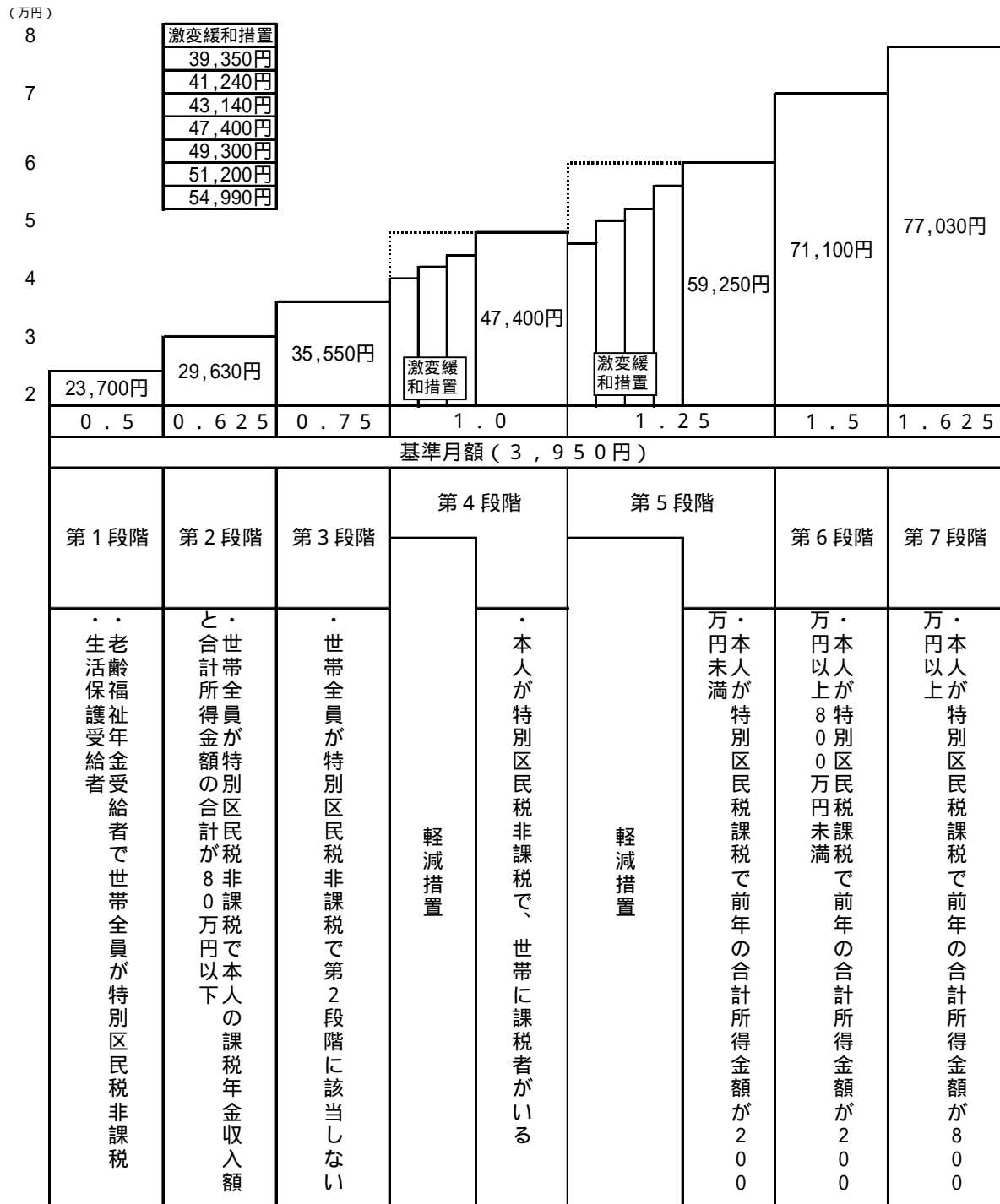


平成 20 年 11 月 28 日  
健康福祉事業本部  
福祉部介護保険課

第 1 号被保険者の保険料段階について

1 練馬区の第 3 期保険料段階について



2 23区の第3期保険料段階について

	住民税非課税世帯				本人非課税 で世帯に課 税者がいる	本人課税で合計所得金額が												段 階 数		
	高齢年金受給 者で非課税	生保受給者	80万円以下			125万円 未満	200万円 未満	250万円 未満	300万円 未満	400万円 未満	500万円 未満	600万円 未満	700万円 未満	750万円 未満	800万円 未満	1,000万円 未満	1,500万円 未満		2,000万円 未満	2,000万円 を超
			80万円以下	以下		80万円超	86,100	73,800	82,080	81,000	94,500	95,760	98,400	109,440	123,120					
千代田	24,600	24,600	36,900	49,200	61,500	73,800	86,100	98,400	8											
中央	27,360	30,120	41,040	54,720	68,400	82,080	95,760	109,440	123,120	9										
港	21,600	21,600	35,100	54,000	67,500	81,000	94,500	108,000	121,500	135,000	10									
新宿	25,800	25,800	36,120	51,600	61,920	72,240	82,560	92,880	103,200	113,520	10									
文京	27,800	27,800	41,700	55,600	66,800	83,400	94,500	105,700	8											
台東	25,300	25,300	35,400	50,600	63,300	76,000	88,600	101,300	8											
豊田	23,760	23,760	35,640	47,520	59,400	71,280	76,030	7												
江東	22,800	29,640	34,200	45,600	57,000	68,400	72,960	7												
品川	23,400	23,400	35,100	46,800	58,500	70,200	70,200	83,700	7											
目黒	25,320	30,384	35,448	50,640	60,768	70,896	81,024	91,152	101,280	9										
大田	23,400	23,400	35,100	46,800	58,500	70,200	77,220	7												
世田谷	23,900	23,900	35,900	47,800	59,800	71,700	83,700	7												
渋谷	16,200	20,300	22,700	32,400	55,800	71,000	81,100	101,400	114,100	9										
中野	24,300	29,100	36,400	48,600	60,700	72,900	85,000	97,200	8											
杉並	20,160	25,200	37,800	50,400	63,000	75,600	88,200	7												
豊島	26,179	26,179	39,269	52,359	65,448	78,538	91,628	7												
北	25,700	25,700	37,000	51,400	64,300	77,200	90,000	7												
荒川	26,570	26,570	39,855	53,140	66,425	79,710	92,995	106,280	8											
板橋	25,800	30,900	38,700	51,600	64,400	77,300	90,200	103,100	8											
足立	25,680	32,040	39,360	52,560	63,480	78,240	94,560	105,120	8											
葛飾	17,520	22,995	28,470	43,800	49,275	65,700	81,030	8												
江戸川	22,200	26,640	33,300	44,400	55,500	66,600	77,700	7												
練馬	23,700	29,630	35,500	47,400	59,250	71,100	77,030	7												
平均	23,872	24,050	35,913	49,084	61,346	74,134	83,928	85,078	86,174	87,467	88,457	93,027	94,028	95,209						

### 3 国における第4期計画期間における介護保険料設定について

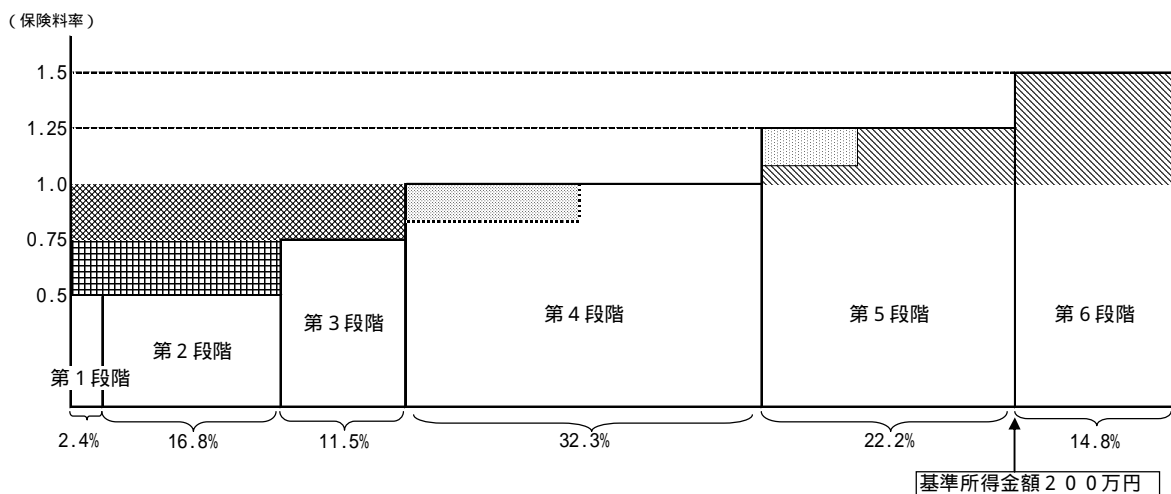
(表記は、国の通知文のまま)

#### (1) 保険料設定の基本的な考え方

今般の保険料見直しにおいては、税制改正(平成16・17年度)に伴う介護保険料の激変緩和措置が平成20年度で終了することを受け、第4期についても、保険者が同水準の保険料軽減措置を講じることができるように、保険料負担段階第4段階で公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について、保険者の判断でその基準額に乗じる保険料率を軽減することができることとする。

税制改正で第5段階になった者を含む所得階層における保険料の軽減については現行制度の多段階設定によって対応可能である。

ただし、標準的な保険料の段階設定は従前と変わらず、市町村民税非課税層(保険料第1段階～第3段階)に係る凹部分と本人課税層(保険料第5段階～)の凸部分の均衡が図られるよう、一定の推計の下に算定した保険料設定の図は次のようになる。



#### (2) 保険者の保険料設定に対する考え方

税制改正に伴う激変緩和措置の終了

平成18年度から講じられてきた税制改正に伴う激変緩和措置については、平成20年度をもって終了する。

平成21年度以降の対応については、当該激変緩和措置の終了により税制改正の影響を受けた者の保険料が大幅に上昇する場合に、保険者がきめ細やかな配慮を行えるよう対応しておく必要がある一方、既に当該税制改正から3年が経過しており、税制改正後に第1号被保険者となった者等との均衡を図る必要がある。

これらを考慮して、第4期については、保険者の判断によって所得段階に応じて保険料の軽減をさらに図ることができる仕組みとする。

現行第4段階における収入等が一定額以下の者に対する負担軽減

現行の保険料第4段階(市町村民税世帯課税かつ市町村民税本人非課税者)に属する者のうち、下記に示した要件の者について保険者の判断で保険料の軽減を行うことが可能と

する。

【保険料の軽減を受ける要件】

- ・ 市町村民税世帯課税本人非課税 かつ
- ・ (公的年金等収入金額 + 合計所得金額) 80万円 / 年を満たす者

保険料段階全体の調整

第3期より、保険者において、各保険料段階の保険料率の設定及び課税層の段階数を増やすこと(多段階設定)を可能としているところである。

今般、激変緩和措置が終了することに伴い、税制改正により市町村民税課税者となった被保険者が負担増となると考えられることから、例えば、合計所得金額125万円未満でひとつの段階を設ける、また、合計所得金額200万円以上の被保険者についても状況に応じて段階を設ける等、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな段階数及び保険料率を保険者において設定していただきたい。

(3) 単独減免に対する考え方

保険料の単独減免については、従前から申しあげてきたとおり、

保険料の全額免除

収入のみに着目した一律減免

保険料減免分に対する一般財源の投入

については適当ではないため、第4期を迎えるに当たっても、引き続きこのいわゆる3原則の遵守に関し、各保険者において適正に対応するよう努められたい。